

第九管区海上保安本部公示第 16 号

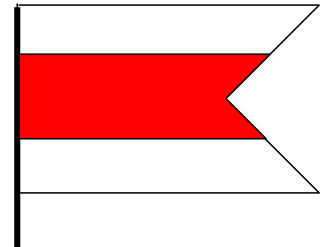
水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 7 年 4 月 11 日

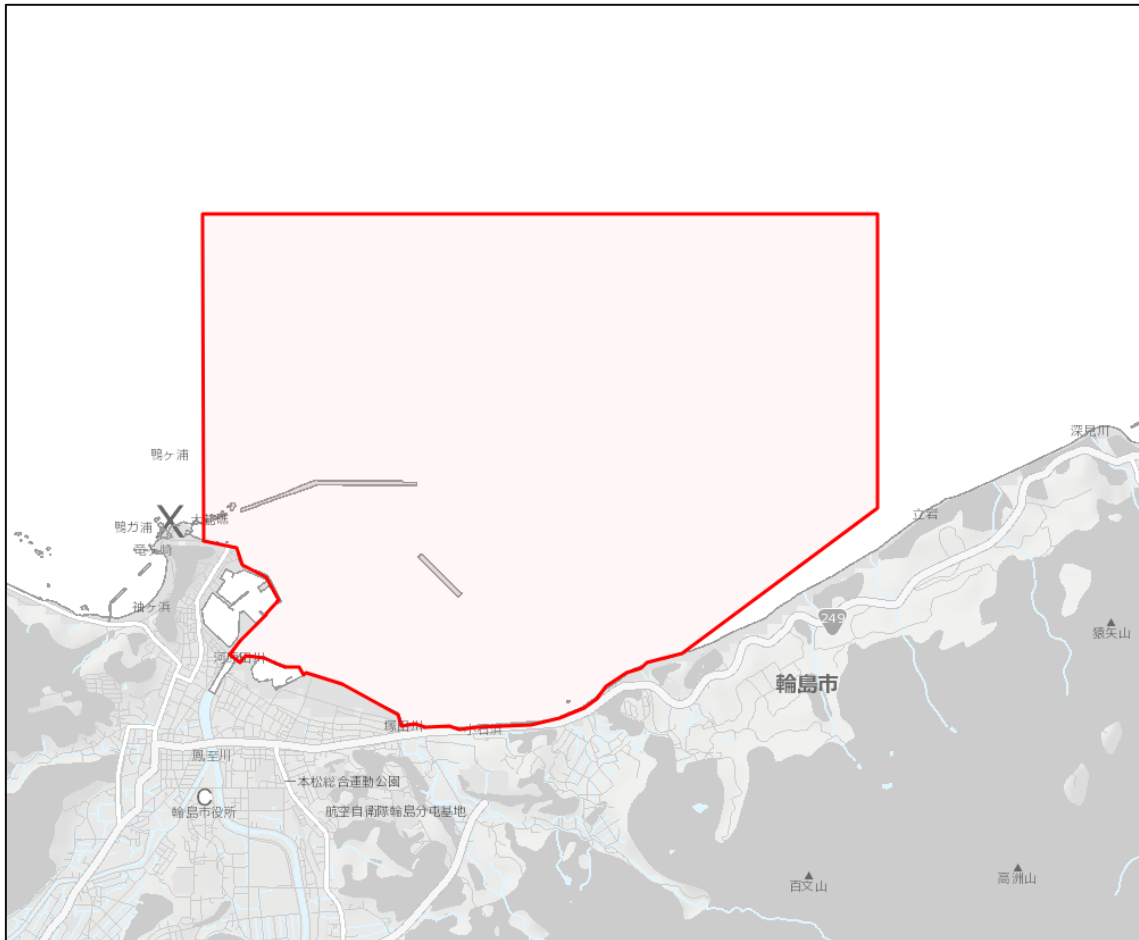
第九管区海上保安本部長

猪瀬 雅樹 （公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
名称 第九管区海上保安本部
住所 新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
調査区域 輪島港周辺（付図参照）
調査期間 令和 7 年 5 月 5 日から 5 月 26 日までの内 14 日間
- 3 水路測量の実施方法
海上保安庁測量船「明洋」搭載艇を使用して、GNSS により測位し、音響測深機による測深を行う。
- 4 航行船舶に対する安全措置
測量船は、水路業務法第 17 条に基づき、水路測量業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める「白紅白」旗の標識を掲げる。



調査区域図



出所： 海上保安庁、国土地理院（GSI）、 海洋状況表示システム